

平成27年3月

津家庭裁判所

後見監督の運用の見直しについて

1 運用の見直し

後見監督の在り方については、事件数の増加や成年後見人による不正事案防止の重要性を踏まえ、実効的かつ合理的な運用を確立するため、以下の方針により、運用の見直しを行う。

2 後見制度支援信託の利用等について

- (1) 本人の流動資産額が1200万円以上の事案については、後見制度支援信託（以下「信託」という。）の利用を検討する。
- (2) ①本人の流動資産額が1200万円以上であるが信託の利用が相当でない事案及び②本人の流動資産額の状況にかかわらず専門職の継続的な関与が必要と判断される事案については、専門職後見人（又は後見監督人）を選任する。
- (3) 現在、親族後見人が選任されている事案についても、今後、前記(1)に該当するものについては、信託の利用又は専門職後見監督人の選任を検討し、前記(2)に該当するものについては、専門職後見人又は専門職後見監督人の選任を検討する。

3 後見人の報告について

(1) 自主報告方式の採用

就職時の報告のほか、後見人（専門職を含む。）から、定期的に（毎年1回）、後見事務報告書等を提出していただく。

(2) 提出資料

ア 就職時の報告

現在の運用から変更なし。

イ 定期報告

(ア) 後見事務報告書（記載事項について変更があった場合に併せて

提出することとされる資料を含む。)

(イ) 財産目録

(ウ) 預貯金通帳の写し

(3) 追加資料の提出

必要があるときは、裁判所の指示により、追加資料を提出していただく。

(4) 定期報告の時期

ア 新規の事件

後見人の選任月（後見開始の審判をした日の属する月）

イ 管理継続中の事件

現在指定している定期立件時期の該当月（専門職後見人の場合は、前報酬付与の申立てをした月）

(5) 後見監督人の報告

後見監督人の報告に当たっては、監督結果報告書及び財産目録を提出していただく（後見人から提出を受けたすべての資料を提出していただく必要はない。）。

4 報酬付与申立てについて

定期報告と報酬付与申立ては、原則として同一機会にさせていただきたい。なお、報酬額を定めるため必要な場合には、預貯金以外の流動資産（株式及び投資信託等の金融商品の評価額）に関する資料、特別事情や付加事情があることを基礎付ける資料等も併せて提出していただきたい。

5 新しい運用への移行時期

(1) 新規の事件

本庁においては、平成27年4月1日以降に受理面接を実施する事件から移行する。支部・出張所については、準備が整った庁から順次移行する。

(2) 管理継続中の事件

本庁においては、平成27年5月から順次移行する。支部・出張所についても、準備が整った庁から順次移行する。

(3) 移行後の取扱い

ア 親族後見人に対しては、次回の定期立件時に、新しい運用について書面で説明する。

イ 専門職後見人は、移行後の定期報告時期から前記3に従って報告していただきたい。ただし、前回の報告時から1年以上間隔が空く場合は、その期間すべてにわたる報告（例えば、預貯金通帳については前回の報告時以降のものを添付）をしていただきたい。